

米国向け温州みかんの販売促進業務 企画提案公募に係る質問と回答

番号	仕様書ページ 実施要領ページ	質問内容	回答
1	仕様書 P1(1)	温州みかんを出荷する事業者は、指定がありますでしょうか？ 指定がある場合、米国輸出の検疫条件等をクリアしている前提(輸出が可能)、という認識でよろしいでしょうか？	県からの指定はありませんが、米国向けに輸出できる産地は限られていますので、採択後、必要に応じて、産地をご紹介します。
2	仕様書 P1(1)	指定の出荷事業者がある場合、輸出商社なども指定があるでしょうか？	指定はありません。
3	仕様書 P1(1)	これまで米国向け温州みかん販売促進にかかわる事業を教えてください。また併せて、これまでの成果と課題も教えてください。	これまでカリフォルニア、ハワイ、グアムの日系スーパーやローカルスーパーにて試食販売を実施したり、インフルエンサーを起用したECサイトでの販促活動などを行ったりしました。フェアを継続して行ったことで、実施店舗では季節の商材として温州みかんが認知されていると聞いております。課題は、販路の広がりが限定的であることです。米国での福岡県産みかんの認知を広げるためには、新たな店舗での取り扱いが増える必要があると考えています。
4	仕様書 P1(1)	輸出に係る送料や関税、米国通関時の諸手数料は事業費に含まない、という認識でよろしいでしょうか？	輸出に係る諸経費は事業費に含んでもらって構いません。